

特別養護老人ホームにおける 生活相談員の業務のあり方について

—— ソーシャルワーク機能に基づく生活相談員の業務分析から ——

熊坂 聡・舟越 正一*・庄司 尚美***

はじめに

本研究者の一人である熊坂は、2000年から2002年にかけて日本社会福祉士会が設置した実習指導者養成研究会に所属し、社会福祉援助技術現場実習における実習指導の内容に関する研究を行うと共に、今日まで継続して社会福祉士実習指導者の養成研修に携わってきた。この研修会を続けていく中で、受講者である施設職員からは実習プログラムを組むことの困難さを訴えられてきた。その訴えの主な内容は、研修会で提示されたような社会福祉援助技術を使ったソーシャルワーク実習体験を提供することが困難である¹⁾というものであった。米本秀仁らが行った調査²⁾においても、ソーシャルワーク実習を組むことが困難であるとの回答が多かった。このことは、ソーシャルワークが施設の中では曖昧な状態になっていて、その機能が十分には発揮されていない可能性を示唆している。そのため、ソーシャルワークを中心的に担っていると考えられる生活相談員につく実習においても明確な形でソーシャルワーク体験を提供できないという状況になっているのではないかと思

*みずほの里・相談課長(兼)主任生活相談員

**みずほの里・障害者生活支援員

うようになった。そこで、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）・短期入所事業所（以下「SS」という。）・通所介護事業所（以下「DS」という。）の生活相談員に焦点を当て、その業務とソーシャルワーク機能の現状を把握し、業務のあり方をソーシャルワーク機能との関係で考察してみることにした。

幸い、熊坂は2005年度から2007年度まで米本秀仁が代表を務めるソーシャルワーク実習教育研究会に参加する機会を得、米本秀仁が提唱する施設におけるソーシャルワーク9機能に関する研究³⁾に関わったので、その研究を通して得た知見を参考とする。

また、筆者らは、2007年度の一年間、毎月1回研究会を開催し、生活相談員の業務のあり方について議論を重ねてきた。この議論を踏まえ、舟越と庄司が所属する特養「みずほの里」^(註)を中心にほか2施設を含む3施設に対して生活相談員業務に関する調査を実施し、3施設の比較検討をしてみることにした。

(注) 社会福祉法人みゆき福祉会 特別養護老人ホーム「みずほの里」

山形県上山市牧野字清水21-1

1. 先行研究

1) 特養における生活相談員の役割に関する研究

関連する先行研究としては、岡本と奥田⁴⁾、三輪⁵⁾、和気⁶⁾などの研究がある。

岡本と奥田は、今後老人福祉施設における生活指導員（原著の表現使用）の役割の重要性は増していくと考え、ソーシャルワーク機能という角度から生活指導員の業務に対する意識と活動状況を分析している。その中で、生活指導員は施設内業務を本来業務と認識しているが、地域社会・社会資源・関係職種との連携と社会に広がっていくにしたがって本来業務という認識が薄れていく点を指摘した。岡本と奥田の研究は、ソーシャルワーク機能という視点から調査した点は画期的であったが、業務の中でのソーシャルワークの構造は検討しなかった。三輪は、統計的調査研究により、特養生活相談員の専門職性に対する意識に対して有意な関連を有していた要因は介護支援業務と組織構造と生活相談員数であり、業務実態と専門職意識は乖離していて、現状の業務は生活相談員について根源的な問題を含んでいると指摘した。これは、生活相談員業務の問題点を指摘したという点で優れ

ているが、専門職としての生活相談員の役割を考えるのであれば、ソーシャルワークという観点からの検討も加える必要があったと考えられる。和気は、介護保険施設の主要な施設である介護老人福祉施設と介護老人保健施設の生活相談員・支援生活相談員への全国調査を通して、両施設の生活相談員が行う業務内容の構造とその規定要因に関する比較分析を行った。その結果、介護老人福祉施設の生活相談員が依然として「何でも屋」と呼ばれる状況におかれていることを指摘した。この状況を和気は、措置時代の特養における実践を引き継いでいるものと述べている。さらに、介護保険制度の下で生活相談員の業務がケアマネジメント業務にシフトしていることがうかがえ、これまでも担ってきたソーシャルワークおよびケアワークに加えて、新たにケアマネジメント業務が追加され、生活相談員業務の多様化が一層進んでいることを指摘した。和気の研究は、介護老人福祉施設の生活相談員が「何でも屋」といわれた措置時代を引き継いでいることを指摘した点、新たにケアマネジメント業務が追加され業務が複雑になったことを立証した点が優れている。しかし、生活相談員の業務として選定した30項目は、実態としての生活相談員業務であり、そこから専門職員としての生活相談員のあり方を描くことはできない。

以上のように、生活相談員の業務実態の分析は行われてきているが、生活相談員の業務のあり方は十分に示されていない。この点を明らかにするには、ソーシャルワーク機能との関連で検討することが有効であると考えられる。

2) ソーシャルワーク機能に関する研究

ソーシャルワーク理論とソーシャルワーク実践をソーシャルワーク機能という形で明確化しようとする取り組みは、1989年の岡本・奥田ら⁴⁾の研究をはじめ、いくつかの文献で確認することができる。しかし、ソーシャルワークを機能論の立場から標準的項目として確立するには至っていない。ここでは日本社会福祉実践理論学会⁷⁾、奥田⁸⁾、根本⁹⁾、山辺¹⁰⁾、谷口・齋藤¹¹⁾、岩間¹²⁾らが示しているソーシャルワーク機能項目を取り上げ、米本のソーシャルワーク9機能とこれらの先行研究によるソーシャルワーク機能区分の関連性を整理してみた(表-1)。ただし、9機能に該当させることが難しい項目は「⑩その他」を新たに設けて、そこに集めた。以上により、取り上げた先行研究のソーシャルワーク機能41項目中38項目約92%が米本のソーシャルワーク9機能に関連していると考えられるの

で、本稿では米本が提唱するソーシャルワーク9機能を基本的視点の1つとすることとした。

<表-1 ソーシャルワーク機能一覧>

米本秀仁	社会福祉実践理学会	岩間伸之	谷口泰史 齋藤順子	奥田いさよ	山辺朗子	根本博司
①情報の集約点			・ネットワーク	・組織化機能	・組織者としての役割	・問題掘り起し
②個別支援計画の作成～評価	・ケアマネジメント機能		・ケースマネージャー	・具体的対人援助機能		
③内外の調整機能	・仲介機能 ・調停機能		・仲介者機能 ・調停者機能	・連絡調整機能	・調整機能	
④個別援助相談	・処遇, 治療機能	・自己決定への支援 ・アドボカシー	・相談援助者機能 ・弁護士機能 ・支援者機能	・心理社会的援助機能	・代弁的機能 (弁護的機能)	・権利を代弁
⑤施設評価・施設改革機能	・代弁, 社会変革機能		・管理者機能			・アウトリーチ
⑥資源開発機能		・住民の主体化促進		・企画・開発機能		・社会資源開発 ・地域住民組織化 ・社会全体の問題点を改善
⑦研究機能		・困難事例への問題解決促進		・研究・教育的機能	・開発機能	
⑧教育機能	・教育機能		・エデュケーター		・教育的機能	
⑨リスクマネジメント				・予防的機能		・予防的関わり
⑩その他	・保護機能		・保護者機能	・運動的機能		

2. 概念の整理

1) 生活相談員とソーシャルワークの関係

生活相談員が果たすべき役割に関する制度上の規定とソーシャルワークの関係については、「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」¹³⁾の監修に当たった西口が検討し、その中で、「生活相談員の業務はソーシャルワークそのものなのかもしれない。¹⁴⁾」と述べている。さて、「ソーシャルワーク」は、「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。¹⁵⁾」と定義されているが、これは原則的な定義であって、これをもって特養生活相談員の業務を具体的に説明することはできない。このソーシャルワークと生活相談員の間であって、具体的な業務の形を示してくれるのが「ソーシャルワーク機能」であると考えられる。この点については、米本が分析を行っ

ているところであり¹⁶⁾、本稿はその考え方を参考に研究を進めていくものである。

以上を踏まえ、「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」（以下「業務指針」という。）に掲げた生活相談員の業務項目を、米本が提唱するソーシャルワーク9機能によって整理してみた（表-2）。これによって、ソーシャルワーク機能という視点を入れた生活相談員の役割について検討することは可能であると考ええる。なお、「①情報の集約点」については総合的な機能なので、②～⑨の機能の集約点と考えることにした。生活相談員の業務がソーシャルワーク9機能に重複すると考えられる「ケースカンファレンスへの参加」と「地域との連携・調整」は、重複のままに整理した。この①～⑨に該当する業務内容を生活相談員の本来業務（以下「本来業務」という。）とし、該当しないと判断した業務内容は「⑩その他業務」（以下「その他業務」という。）という項目を新たに設けて、ソーシャルワーク機能とは別のものとして整理した。

<表-2 ソーシャルワーク9機能と生活相談員の業務>

米本秀仁が提唱する ソーシャルワーク9機能	生活相談員の行動指針に基づく業務内容
①情報の集約点	②～⑨の機能があること
②支援計画～評価	ケアプランの作成、ケースカンファレンスへの参加
③相談機能	入所前面接、入所時面接、入所相談、利用期間中の生活相談、財産管理の相談、終末期に関わる相談
④調整機能	退所手続き、他機関・行政との連絡調整、職種間調整、退所支援、家族間調整、ケースカンファレンスへの参加、地域との連携・調整、成年後見制度に関する実務、入所判定に関する業務、契約締結及び変更解除
⑤施設評価・改革機能	情報公開、第三者評価、苦情解決、個人情報保護
⑥資源開発機能	地域との連携・調整、広報活動
⑦研究機能	サービスの標準化
⑧教育機能	人材育成、実習生・ボランティア等の育成、ケースカンファレンスへの参加
⑨リスク管理機能	リスクマネジメント
⑩その他業務	財務管理、行事の担当、事務書類の作成、介護業務、処遇業務、時間外の通院対応、時間内の利用者送迎、その他

2) 「ソーシャルワーク機能」について

「ソーシャルワーク機能」という言葉の意味を規定しておく必要がある。まず、「機能」とは、広辞苑第六版によれば、「もののはたらき。相互に連関し合って全体を構成している各因子が有する固有な役割。また、その役割を果たすこと。作用。」とある。これを社会福祉実践の立場から言い換えてみると、「機能とはその機関や人が対象とする人や社会との間で果たすことのできる固有の役割」ということができよう。次に、「ソーシャルワー

ク機能」としてその意味を考えると、「ソーシャルワークの理論や技術や価値をもって、その人と環境との間にあって、果たすことのできる固有の役割」ということができる。たとえば、施設における評価機能は施設のケアを向上させていく上では欠かせないが、この場合ソーシャルワークが持っている人と環境の間にたって調整するという中間的な特性がこの役割をになうのに適していると考えられるのである。

3. 研究概要

1) 研究目的

本研究は、特養における生活相談員の業務とソーシャルワーク機能の現状を分析し、その結果に基づいて、特養におけるソーシャルワーク機能のあり方と生活相談員の業務のあり方を明らかにしようとするものである。

2) 調査概要

(1) 調査対象施設及び職員

介護保険制度の導入は、特養と利用者の関係を大きく変化させ、そのことは生活相談員の業務にも変化をもたらした。この点を捉え、調査対象施設としてはみずほの里（以下「B施設」及び「B事業所」という。）と、B施設以前に開設され措置制度から介護保険制度に移行した施設（以下「A施設」及び「A事業所」という。）とB施設以後で介護保険制度施行後に開設した施設（以下「C施設」及び「C事業所」という。）、さらに併設事業（SS、DS）が同様にあるという条件で選定した。調査対象者としては、特養・SS・DSの生活相談員と、同所属の他職種職員として主任介護員又は主任相当・主任看護師又は主任相当・事務主任又は主任相当・管理的立場の栄養士とした。なお、その職種に複数の職員が配属されている場合はどちらか1人に回答してもらったため、その職種業務の全てを反映しているわけではない。

(2) 調査期間 本調査 平成20年1月

(3) 調査内容

3施設に次の項目で調査を実施した。生活相談員の業務項目は本来業務とその他の業務

の項目とし、その項目について次の4つの視点から調査した。それは、①生活相談員が実際に行っている業務、②生活相談員が1ヶ月間に行った業務項目ごとの大まかな使用時間割合、③生活相談員の業務の優先度、④生活相談員以外の職員が生活相談員業務に対する期待度、の4つである。

（4）調査方法

（3）の調査内容に基づきアンケートを実施した。アンケートは、各施設に持参して生活相談員に説明し、他職種職員には生活相談員から説明とアンケート用紙の配布と回収を依頼し、生活相談員から一括して2週間後に郵送で返送してもらう方法をとった。

3）研究方法

アンケート調査によって得られたデータを集計し、生活相談員の業務状況の分析を行い、ソーシャルワーク機能という条件を加えて分析、考察した。

（1）データ

- ① 3 種別（特養・SS・DS）ごとの生活相談員の業務
- ② 3 施設（A施設・B施設・C施設）ごとの生活相談員の業務
- ③ 3 施設の生活相談員の業務優先度
- ④ 3 施設の他職種職員の業務期待度

（2）分析と考察の視点

- ① 種別ごとの分析
- ② 種別間の比較
- ③ 施設ごとの分析
- ④ 施設間の比較
- ⑤ ソーシャルワーク機能区分に整理しなおしての分析と考察

（3）データ集計の仕方

① 「使用時間割合」の算出の仕方

アンケートでは生活相談員が業務項目ごとに使用する時間区分を「ナシ、2時間以内、4時間以内、6時間以内、8時間以内、8時間以上」としたが、集計ではこれをそれぞれ「0時間、1時間、3時間、5時間、7時間、9時間」に換算し、そ

の合計時間で項目ごとの使用時間を割って、「使用時間割合」を算出した。

②生活相談員業務優先度、他職種職員の生活相談員業務への期待度の算出の仕方

アンケートでは、優先度と期待度を強い順に「3・2・1」としたが、これをそのまま点数として積算した。

なお、本調査は3施設に限定した調査であり、統計的処理は行っていない。

4. 調査結果のまとめ

<調査対象者の属性>

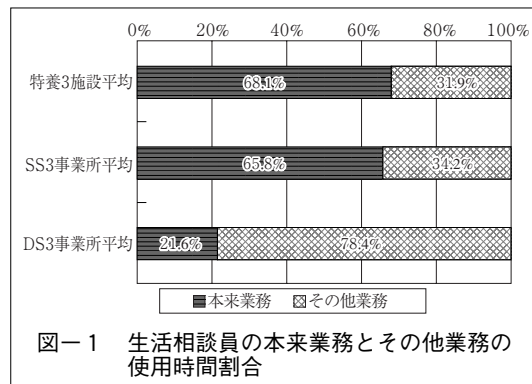
生活相談員…特養、SS、DSに配置が規定されている生活相談業務に従事する職員。

他職種職員…特養、SS、DSに配置が規定されている介護、看護、栄養管理各分野の職員、及び事務職員。

1) 施設・事業所における生活相談員の業務状況 (図-1)

(1) 特養

特養3施設平均では、本来業務68.1%、その他業務31.9%である。本来業務は、施設ごとにみると業務の片寄り方は違うが、どの特養も相談・調整系業務に一定の割合を示しているの



で、3施設の本来業務使用時間割合に統一の傾向があるといえる。その他業務では、いわゆる利用者に対する直接的処遇に関連する業務にもっとも多くの時間を割いている。ここに、生活相談員が本来どのような業務をすべきかについて十分に検討されず、施設の事情に基づいて業務を行っている状況がうかがえる。

(2) SS

3事業所平均では、本来業務65.8%、その他業務34.2%である。本来業務の中の相談・調整系業務については、特養と同様にその割合が高いが、業務の項目ごとにみると使用時

間割合が突出して高い項目はなく、各項目に使用時間割合が拡散しているため、特養よりは業務が分散しているといえる。その他業務の使用時間割合は、「事務書類の作成」と「時間内の利用者送迎」と「介護業務」に集中している。全体として、生活相談員は本来業務のいくつかの項目に特に使用時間割合が多い片寄りはなく、その他業務に固定的な業務がある。

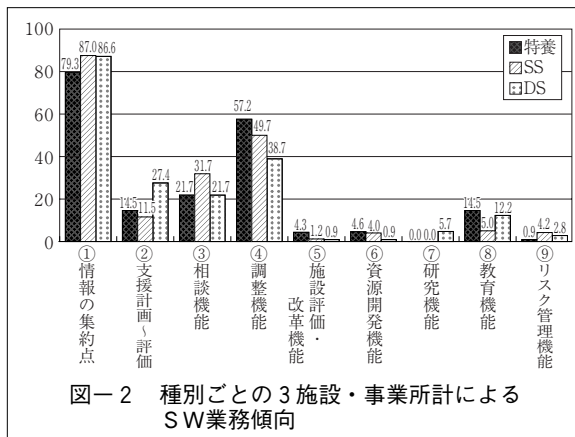
(3) DS

3事業所平均では、本来業務21.6%、その他業務78.4%である。特養とSSと比べると本来業務とその他業務の割合がほぼ逆転している。本来業務の内容をみても、特養とSSに比べて使用時間割合が特定の項目（「ケアプランの作成」「他機関・行政と連絡・調整」）に突出して多く、業務の全体に片寄りがみられる。また、ある項目について3事業所平均に一定の割合があっても施設ごとにみるといずれかの施設がゼロであるなど、事業所間での差も見られる。その他業務は、3種別の中ではもっとも業務が分散している。全体としてDSでは、特定の業務に片寄っているといえる。

(4) 生活相談員「本来業務」と「その他業務」の使用時間割合に関する分析結果から

生活相談員の業務項目をソーシャルワーク9機能区分で整理し直して、その使用時間割合からソーシャルワーク業務の傾向をみる。まず、種別ごと（図-2）にみると、ソーシャルワーク機能としては、「②支援計画～評価機能」、「③相談機能」、「④調整機能」に使用時間割合が集中し、他の機能にはほとんど時間が使われていないという傾向は3種別に同様である。相談・調整機能発揮型の生活相談員の業務状況になっているといえる。ただし、

9機能区分ごとの使用時間割合には種別ごとに差があることから、ソーシャルワーク機能発揮の仕方には施設と種別によって差があるということになる。つまり、ソーシャルワーク理論に基づけばソーシャルワーク実践には一定の共通基盤があるはずだが、その点が不十分ということである。



「⑤施設評価・改革機能」、「⑥資源開発機能」、「⑦研究機能」、「⑧教育機能」、「⑨リスク管理機能」の発揮は極めて低く、ソーシャルワーク理論に基づいた生活相談員の業務のあり方には十分になっていないといえる。たとえば、特養の業務傾向（図-3）をみれば、措置時代に開設されたA施設と他2施設が似た業務傾向を示しており、また、「③相談機能」と「④調整機能」、及びその他業務を主とするという業務傾向から、3施設の生活相談員が従来の業務内容の中に留まっている可能性を示唆している。また、相談機能と調整機能以外の機能については、使用時間割合は少なく、かつ、統一的傾向は見られないので、施設の決め方次第で様々な業務になっている可能性がある。

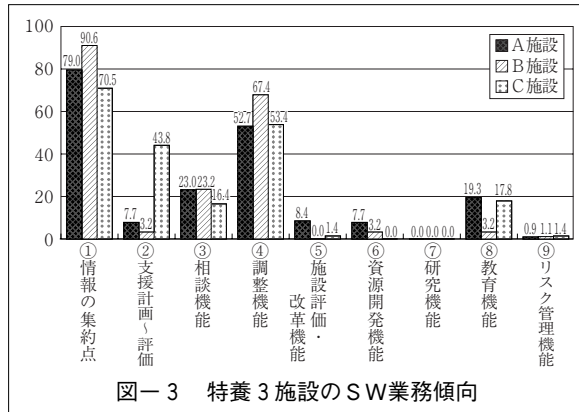


図-3 特養3施設のSW業務傾向

開設されたA施設と他2施設が似た業務傾向を示しており、また、「③相談機能」と「④調整機能」、及びその他業務を主とするという業務傾向から、3施設の生活相談員が従来の業務内容の中に留まっている可能性を示唆している。また、相談機能と調整機能以外の機能については、使用時間割合は少なく、かつ、統一的傾向は見られないので、施設の決め方次第で様々な業務になっている可能性がある。

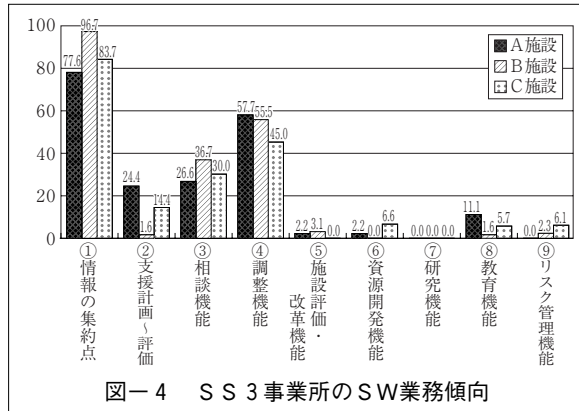


図-4 S S 3事業所のSW業務傾向

業務の片寄りは特養よりも強く見られる。D Sの業務傾向（図-5）には特養とS Sとは違う項目の片寄りが見られ、事業所間の業務のバラツキもあり、機能区分によっては業務傾向がゼロの項目も見られる。以上によりS SとD Sの両事業所は、職場の特性と業務の特性によって生活相談員業務が枠組みさ

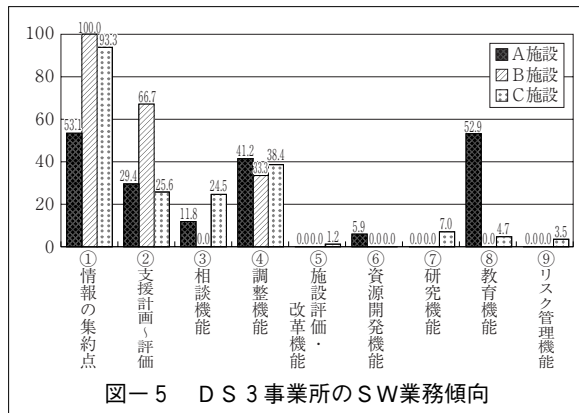


図-5 D S 3事業所のSW業務傾向

業務のバラツキもあり、機能区分によっては業務傾向がゼロの項目も見られる。以上によりS SとD Sの両事業所は、職場の特性と業務の特性によって生活相談員業務が枠組みさ

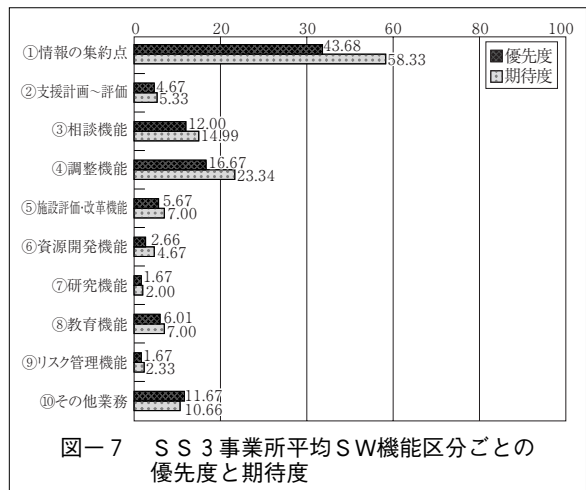
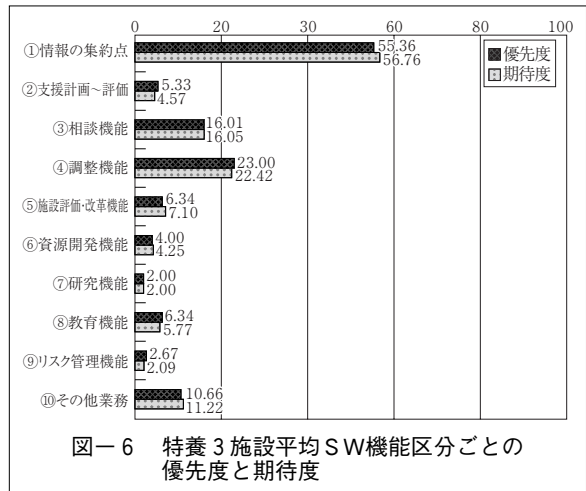
ている可能性があり、生活相談員として本来果たすべきソーシャルワーク機能を特養よりも果たせていない可能性がある。

2) 業務の優先度と期待度の検討

種別ごとの優先度平均は、特養が74.35ポイント、SSが62.02ポイント、DSが72.39ポイントである。SSの優先意識が相対的に低い。特養・SS・DSの3種別において、項目ごとに優先度のバラツキがあり、事業の特性や職場の状況が反映していると思われる。他職種職員の生活相談員への期待度平均は、特養が75.07ポイント、SSが76.99ポイント、DSが76.40ポイントである。期待度には種別ごとの強さの差はあまりない。総じて期待度は、機能区分ごとに優先度に近い割合があり、他職種職員は生活相談員が優先すべきと考えている機能の発揮を期待しているといえる。また、「⑩その他業務」に対する優先度と期待度はほぼ一致している。

(1) 特養 (図-6)

生活相談員の優先意識と他職種職員の期待意識は同程度であり、機能区分ごとにみても同程度であるので、相互にある程度は意識が一致していると思われる。その優先し、期待している項目は、「④調整機能」「③相談機能」「⑤施設評価・改革機能」の順で高く、これらの機能に対して意識が高いといえる。「⑤施設評価・改革機能



能」と「⑩その他業務」は期待度が上回っているので、相談や調整以外の機能発揮も他職種職員は期待しているといえる。

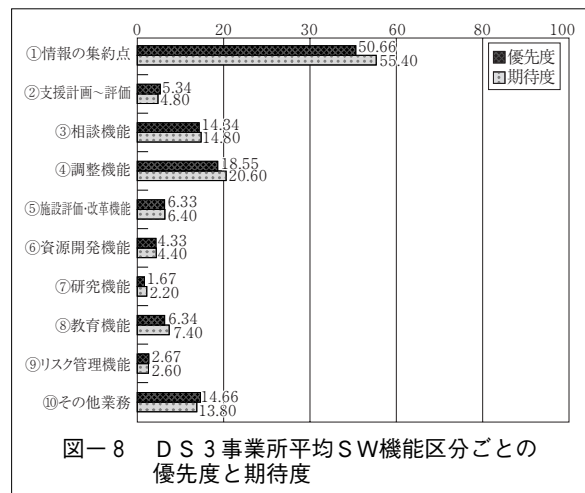
(2) S S (図-7)

S Sについては、「③相談機能」と「④調整機能」で期待度が上回り、「①情報の集約点」としての機能では大幅に上回っているので、生活相談員が優先したいと考えている以上に他職種職員はそれらの機能発揮を期待しているといえる。さらに、①～⑨の機能区分において期待度が優先度を上回っているので、他職種職員は生活相談員以上にソーシャルワーク機能全体の発揮を期待しているといえる。「⑩その他の業務」は優先度が期待度を上回っているので、むしろ生活相談員の方がその他の業務をしなければならない意識をもっているということになる。

(3) D S (図-8)

期待度が優先度を上回っているものの、大きな差はなく、全体としてはS Sと同様の傾向である。特徴的なことは、「⑩その他業務」の優先度と期待度が3種別の中でもっとも高く、D Sの区分内でも割合が高いということであり、生活相談員と他職種職員の双方がソーシャルワーク機能以外の役割を強く意識しているといえる。

なお、ケアワークとソーシャルワークの関係については「直接処遇とソーシャルワーク実践が明確に峻別されず、渾然一体とした実践であった¹⁷⁾」という経過があるので、「⑩その他業務」の1つである「介護業務」に対する生活相談員の優先度と他職種職員の期待度に注目してみる。特養では優先度1.00ポイントに対し期待度1.00ポイントである。S Sでは優先度2.00ポイントに対し期待度が1.00ポイントである。D Sでは、優先度1.00ポイントに対し期待度が2.00ポイントで、期待度が上回っている。3種別を平均すれば、介護業務に対する生活相談員の優先意識と他職種職員の期待意識はほぼ同程度ということになる。



3) ソーシャルワーク機能に関する検討

(1) 特養

特養3施設に共通して優先度と期待度が高いのは、「③相談機能区分」と「④調整機能区分」である。3施設とも、全体としては相談機能と調整機能を中核としたソーシャルワーク機能発揮の構造になっている。しかし、この2機能区分の優先度と期待度をみると、施設によって差がある。A施設とC施設はその優先度と期待度がほぼ同程度の強さであるのに対し、B施設は優先度が強い。B施設はソーシャルワーク機能を意識して果たそうとしていると考えられる。A施設では、他職種職員が施設を評価し改革していく役割を期待している。C施設では、他職種職員が生活相談員にソーシャルワーク機能に限らない業務遂行を期待している。したがって、特養3施設では相談機能と調整機能を中核としながらも、各施設によってソーシャルワーク機能発揮の仕方は特性があるということになる。

(2) S S

3事業所とも、相談機能、調整機能を中核としたソーシャルワーク機能発揮の構造になっている点は特養と同様である。ただし、この2つの機能については短期入所事業所では期待度の方が強いことが特徴であり、さらにほぼ全機能区分において期待度が上回っていることから、他職種職員の方がソーシャルワーク機能の発揮を全般に期待しているといえる。

(3) D S

3事業所にソーシャルワーク機能発揮の仕方で統一的傾向は見られない。A施設では、他職種職員が相談や調整機能を期待しているのに、生活相談員はその他業務をしなければならないと意識している。B施設では、優先度と期待度の差が3事業所の中でもっとも小さい。C施設では、生活相談員の優先意識が3事業所の中でもっとも低い。生活相談員の意識と他職種職員の意識がずれているといえる。以上のことから、D S 3事業所では、事業所間に統一傾向は見出せず、事業所の業務状況が反映した役割となっており、生活相談員が本来果たすべき役割・機能と業務の関係が整理されていない可能性がある。

5. 施設におけるソーシャルワーク機能のあり方について

ここでは、以上の検討を踏まえ、今後の施設におけるソーシャルワーク機能のあり方について考えてみる。

1) 施設ソーシャルワーク機能の明確化の必要性

相談機能と調整機能を重視する考え方は、生活相談員にも他職種職員にもあり、それは統一的傾向である。しかし、優先度と期待度を種別ごと、施設ごとに見ていくと意識のされ方に相違がある。これは、相談機能と調整機能が一定の量と明確な形で業務の中に定着していないことによると思われる。また、その他のソーシャルワーク機能においても、種別と施設によってその業務上の使用時間割合や意識のされ方に相違がある。このことから、ソーシャルワーク理論に基づく実践の共通基盤が各施設に定着していない可能性がある。

さて、調査結果からは、生活相談員のソーシャルワーク機能発揮への期待は他職種職員に強く、一方で直接的処遇業務への期待も持っていることが明らかとなった。つまり、生活相談員はやはり「何でも屋」を期待されているのである。生活相談員がソーシャルワーク機能を発揮して施設全体の機能の向上を図るための業務のあり方を明確にしていく必要があると思われる。

2) 施設ソーシャルワーク機能部門の立ち上げという課題

これまでは業務内容の分析からソーシャルワーク機能発揮の仕方に注目してきたが、ソーシャルワーク機能発揮の仕方を決定する要因には、業務の特性だけでなく、施設の理念、組織の大きさ、分業化の程度、役割構造などもある。調査結果からは、施設の業務構造に起因して生活相談員がソーシャルワーク機能を発揮できていない状況や、事業所が小規模のため生活相談員がなんでもしなければならぬ状況になっている部分もみられた。このことから、特養の中でのソーシャルワークの働きが明確化されていない可能性があるということになる。それがソーシャルワーク部門立ち上げの困難さにもつながっているとされる。つまり、ソーシャルワーク部門立ち上げの検討とは、自分たちの施設のソー

シャルワークのあり方を見直すことから始まるということなのである。

調査結果からは、生活相談員と他職種職員の双方にソーシャルワーク機能をもっと発揮すべきであるとの意識が高かったわけであるから、これをいかに具体化して有効に機能発揮するかを考えるならば、その先にソーシャルワーク部門の立ち上げの可能性がみえてくるのではないだろうか。

3) 組織論と経営論

ソーシャルワークには間接的機能も多くある。たとえば市場調査に該当するニーズ調査などはもっと頻繁に正確に行われてよいはずであるし、専門職によるチームワークを重視するのであればコーディネート機能をもっと高める必要がある。つまり、ソーシャルワーク機能とは、組織論や経営論など管理運営面との関連で有効な機能発揮の仕方や場の設置が可能になる面がある。しかし、調査結果からは、相談機能や調整機能以外の間接的機能に該当する機能区分では、使用時間及び優先度と期待度のどれをみてもその割合は低い。ここに、ソーシャルワーク機能を明確化し、業務構造の中に明確に位置づけていくことを困難にしている要因があると思う。組織論や経営論とソーシャルワーク機能の関係を明らかにしていくことで、ソーシャルワークの有効な機能発揮ができるようになるのではないだろうか。

4) ソーシャルワーク実習の可能性

本研究は社会福祉士の実習指導の困難さから発したものであるから、今後の実習の可能性についてふれたい。総じて、生活相談員はある程度は相談機能・調整機能を発揮しているが、その他業務にも多くの時間を使い、十分にソーシャルワーク機能を発揮することができていない状況である。ここに、実習生がソーシャルワークを実感し理解することを困難にする原因がある。しかし、米本が提唱するソーシャルワーク9機能によって生活相談員の業務を整理してみると、ソーシャルワーク機能の中に入る業務も遂行していることがわかる。つまり、ソーシャルワーク9機能によって生活相談員が自分の業務をもっと意識して整理すれば、相談機能・調整機能とそれ以外のソーシャルワーク機能も体験として提供できるようになり、ソーシャルワーク実習または社会福祉士実習の内容をより明確にし

ていくことができると考えられる。

6. 今後の課題

本調査研究をしてみて、その特養または事業所の事情によって様々な業務を行っていることが分かった。このことから、措置時代の業務体制の名残の中で、生活相談員は自分自身の認識、他職種職員と職場という周囲からの認識によって、その役割が固められていると思われた。しかし、特養が社会福祉機能を十分に発揮していくためには、ソーシャルワークの有効性を明確にし、ソーシャルワーク機能を発揮するための施設内での仕組みを明らかにしていく必要がある。施設内の仕組みのあり方については、ソーシャルワーク機能との関係で業務分掌と組織構造を検討する必要がある。そのためには、特養において生活相談員業務がソーシャルワーカーとして有効に機能している施設の業務分析を試みる必要もある。

あ と が き

調査結果の集計は吉田智之氏の全面的な協力をいただいた。調査に際しては、3施設の施設長さんをはじめ、生活相談員とその他施設職員の方々に理解いただき、忙しい中ご協力をいただいたことに深く感謝申し上げたい。

<引用文献>

- 1) 社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会（2001）「社会福祉士援助技術現場実習の受入および実習指導状況に関する調査」 pp.107-117.
- 2) 米本秀仁（2002）『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査（社会福祉・医療事業団委託研究），北星学園大学社会福祉学部米本研究室.
- 3) 米本秀仁（2008）『ソーシャルワーク実習教育のあり方に関する共同研究報告書』文部科学省 平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム」採択事業，北星学園大学社会福祉学部米本研究室.
- 4) 岡本民夫、奥田いさよ（1989）「老人福祉分野におけるソーシャルワーカーの機能と業務」『季刊老人福祉』（全国社会福祉協議会）85， pp.68-75.
- 5) 三輪直之（2004）「特別養護老人ホームにおける生活相談員の業務と専門職性との関連について」『人間生活科学研究』（宇部フロンティア大学短期大学）40(1)， pp.11-22.
- 6) 和気純子（2006）「介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と規定要因」『厚生指の指標』（厚生統計協会編）53(15)， pp.21-30.
- 7) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1997）.
- 8) 奥田いさよ（1992）「社会福祉専門職の研究」川島書店， p.181.
- 9) 根本博司（1998）「新介護システムにおけるソーシャルワーク機能の重要性」『老年社会科学』（日本老年社会科学会）19(2)， pp.123-128.
- 10) 山辺朗子（2001）「ソーシャルワーク専門職の機能に関する一考察」『龍谷大学社会学紀要』（龍谷大学社会学部）(18)， pp.71-80.
- 11) 太田義弘、秋山薊二、谷口泰史ほか（2002）『社会福祉援助技術論 ジェネラル・ソーシャルワーク』光生館， p.155.
- 12) 岩間伸之（2004）「ソーシャルワークの機能を問い直す」『ソーシャルワーク研究』30(3)， pp.10-16.

- 13) 西口守 (2006) 「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 高齢者部会)
- 14) 前掲書：西口守 (2006) 「高齢者福祉施設生活相談員業務指針」 p.64.
- 15) 国際ソーシャルワーカー連盟総会モンリオール大会, 2000年7月27日採択.
- 16) 前掲書：米本秀仁 (2002) 『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』 p.4-7.
- 17) 社団法人日本社会福祉士会 (2008) 「社会福祉士実習指導者テキスト」中央法規出版, p.50.